

学校において予防すべき感染症(学校感染症)に感染した場合について

学校感染症に罹患又は罹患した疑いがあると診断された場合

診断された時点で、直ちに大学に電話(電話できない場合はメール)で連絡してください。

また、医師からの許可が出るまでは、受診以外の外出を避け、治療に専念してください。

その後の手続きについては、大学より連絡します。

連絡先: 所属の学部・研究科の事務室

学校感染症の種類と出席停止期間

	感染症名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)、中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルス)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日(発熱日を0日とする)を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶたになる)するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、*その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ 第一種感染症・鳥インフルエンザにおいては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第6号に規定するもの

※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症(COVID-19など)及び新感染症は、第一種の感染症とみなす

※ 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く)にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない

※ 第三種感染症・その他の感染症とは、学校で重大な流行が起こった場合に、感染の拡大を防ぐために第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるもの

例・感染症胃腸炎、サルモネラ感染症、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病 等